



医療費控除のよくある質問



Q. いつからいつまでの医療費が対象ですか？

A. 1月1日～12月末までの1年間です。年をまたいでの合算はできません。

Q. 医療費控除を申告すると今まで支払った医療費は返ってきますか？

A. 医療費控除は、支払った医療費の還付手続きではないため、医療費としては返ってきません。

Q. 医療費控除を申告すると税金は安くなりますか？

A. 以下の方は、医療費控除を申告すると税金（所得税）の還付を受けられる、または税額が下がる可能性があります。

- ① 給与や年金から源泉徴収されている方（所得税が引かれている方）
- ② 市県民税額が5,500円より大きい方

注意点

①と②に該当していても、医療費控除以外の控除（社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、扶養控除など）の合計額が所得金額よりも大きい場合、医療費控除を追加しても税額は変わりません。

Q. 市県民税が非課税の場合でも、医療費控除を申告した方がいいですか？

A. 申告する必要はありません。

市県民税が非課税の方が医療費控除を申告しても、税金の還付はありません。

Q. 1年間に支払った医療費が10万円を超えていないと、医療費控除できない？

A. 総所得金額等が200万円未満（※）の方は、支払った医療費が「総所得金額等の5%」を超えていれば、控除が可能です。

※65歳以上で年金収入のみであれば、年収310万円未満の方が総所得金額等200万円未満に該当します。

（例）65歳以上の方で、年金収入が230万円（その他収入なし）の場合
230万円－110万円＝120万円 ←総所得金額等の額
120万円×5%＝6万円 ←この金額を超えた分が医療費控除の対象

Q. 病院や薬局などの領収書は添付しますか？

A. 添付の必要はありませんが、自宅で5年間保管してください。

Q. 都道府県や市町村、健康保険組合から届いた医療費通知は添付しますか？

A. 『医療費控除の明細書【内訳書】』内の「1 医療費通知に記載された事項」を使用する場合は添付が必要です。

Q. 医療費通知に11月、12月の医療費の記載がありません。

A. 未記載分については、領収書で計算した金額を『医療費控除の明細書【内訳書】』内の「2 医療費(上記1以外)の明細」に記入してください。

Q. 支払った医療費に対して、補てんされた金額(生命保険会社のお見舞金、高額療養費、不妊治療費助成金など)がある場合はどうすれば良いですか？

A. 医療費の合計額から差し引く必要があります。

『医療費控除の明細書【内訳書】』内の「補てんされる金額」欄に金額を記載してください。

注意点

入院に対するお見舞金等により、実際に支払った医療費よりもお見舞金の方が多くなった場合は、その分の医療費(入院にかかった医療費)は除外して計算してください。『医療費控除の明細書【内訳書】』への記載は不要です。

Q. 介護保険制度を利用していますが、医療費控除の対象額がわかりません。

A. 対象額は領収書に記載されています。

領収書に載っていない場合や見方が分からない場合は、領収書の発行元に直接お問い合わせください。

Q. 交通費は医療費控除の対象になりますか？

A. 電車・バスなど公共交通機関を使ったときには、往復の交通費は医療費控除の対象になります。領収書は不要ですが、利用した日付や金額は正確に記入する必要があります。また、定期券がある場合は、その区間にあたる料金は対象外です。また、自家用車のガソリン代、駐車料金等も対象外です。

タクシー代は、原則として医療費控除の対象外ですが、やむを得ない場合に限り、タクシー代も対象となります。(領収書は必要です。)

< やむを得ない場合とは？ >

- ・ 深夜に救急で医療機関にかかる必要があり、他に手段がない場合
 - ・ 病気やけがで電車やバスの移動が難しい場合
 - ・ 突然の陣痛
- など